

資料①

令和5年3月22日

山口県教育委員会会議議案

山 口 県 教 育 委 員 会



## 議案

資料①

| 番号 | 件名                                  | 主管課        |      |
|----|-------------------------------------|------------|------|
| 5  | 山口県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の制定について   | 教育政策課      | p 2  |
| 6  | 山口県教育委員会被服等貸与規則の一部を改正する規則の制定について    | 学校運営・施設整備室 | p 6  |
| 7  | 博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則の制定について       | 学校運営・施設整備室 | p 10 |
| 11 | 山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則の制定について | 高校教育課      | p 27 |

## 報告事項

| 番号 | 件名                              | 主管課   |              |
|----|---------------------------------|-------|--------------|
| 1  | 令和6年度山口県公立学校教員採用候補者選考試験実施大綱について | 教職員課  | p 32         |
| 2  | 山口県教員育成指標の改定について                | 教職員課  | p 38<br>別冊資料 |
| 4  | スクール・ミッションの設定について               | 高校教育課 | p 39         |

議案第5号

山口県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の制定について

山口県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則を次のとおり定める。

令和5年（2023年）3月22日

山 口 県 教 育 委 員 会

2、山口県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成十四年山口県教育委員会規則第  
二号）は、廃止する。

山口県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則をここに公布する。

令和五年 月 日

山 口 県 教 育 委 員 会

山口県教育委員会規則第 号

山口県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）に基づく山口県教育委員会が取り扱う個人情報の保護については、知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則（令和五年山口県規則第号）の規定の例による。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（山口県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の廃止）

## 山口県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の制定について

### 1 規則制定の趣旨

令和3年5月19日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）により、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）が改正され（以下「改正法」という。）、地方公共団体の個人情報保護制度は、改正法が適用されることとなった。

このため、改正法を施行するための条例である個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年山口県条例第40号。以下「施行条例」という。）を令和4年12月に制定し、施行条例第7条の規定により、教育委員会が取り扱う個人情報の保護について必要な事項を定めようとするもの。

### 2 制定の概要

知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則（令和5年4月1日施行）の規定の例によることとし、その概要は下記のとおり。

#### (1) 開示の請求等に係る様式の整備

個人情報の開示・訂正・利用停止請求等に係る様式の整備

#### (2) 電磁的記録の開示の方法

電磁的記録の開示の方法に関する規則（平成13年山口県規則第4号）の規定による

#### (3) 地方公共団体等行政文書の持出禁止

保有個人情報が記録されている行政文書を閲覧等しようとする場合の持出禁止

#### (4) 閲覧等の停止又は禁止

規定に違反した者等に対する閲覧等の停止又は禁止

### 3 施行日

令和5年4月1日 ※改正法および施行条例の施行日と同日

議案第 6 号

山口県教育委員会被服等貸与規則の一部を改正する規則の制定について

山口県教育委員会被服等貸与規則（昭和 57 年山口県教育委員会規則第 4 号）の一部を改正する規則を次のとおり定める。

令和 5 年(2023 年)3 月 22 日

山 口 県 教 育 委 員 会

山口県教育委員会被服等貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月　日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第　号

山口県教育委員会被服等貸与規則の一部を改正する規則

山口県教育委員会被服等貸与規則（昭和五十七年山口県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の3の項備考の欄中「山口県立徳山高等学校鹿野分校又は」を削る。

附　則

1)の規則は、令和五年四月一日から施行する。

山口県教育委員会被服等貸与規則の一部を改正する規則

新旧対照表

|   |                         | (対象職員、品目及び貸与期間)                                      |                            | 改<br>正<br>案                                  |
|---|-------------------------|--|----------------------------|--|
|   |                         | (対象職員、品目及び貸与期間)                                      |                            | 現<br>行                                       |
| 3 | 運転士、ボイラー技士又は校務技士の職にある職員 | 作業帽<br>作業服(上)(夏用)<br>" "(冬用)<br>" (下)(夏用)<br>" "(冬用) | 2年<br>3年<br>3年<br>3年<br>3年 | ボイラー技士又は校務技士の職にある職員にあては、貸与期間を2年とする。          |
|   |                         | 防寒衣<br>防雨がっぽ<br>ゴム長靴<br>ゴブ                           | 4年<br>4年<br>1年<br>1年       | 山口県立山口高等学校徳佐分校に勤務する職員に限る。<br>校務技士の職にある職員に限る。 |

(別表第1抜粋)

|   |                         |  |                            |  |
|---|-------------------------|--|----------------------------|--|
| 3 | 運転士、ボイラー技士又は校務技士の職にある職員 | 作業帽<br>作業服(上)(夏用)<br>" "(冬用)<br>" (下)(夏用)<br>" "(冬用) | 2年<br>3年<br>3年<br>3年<br>3年 | ボイラー技士又は校務技士の職にある職員にあては、貸与期間を2年とする。                          |
|   |                         | 防寒衣<br>防雨がっぽ<br>ゴム長靴<br>ゴブ                           | 4年<br>4年<br>1年<br>1年       | 山口県立徳山高等学校鹿野分校又は山口県立山口高等学校徳佐分校に勤務する職員に限る。<br>校務技士の職にある職員に限る。 |

## 議案第6号参考資料

### 山口県教育委員会被服等貸与規則の一部を改正する規則

#### 1 改正理由

県立高校の再編整備に伴い、標記規則の一部改正が必要となったもの。

#### 2 改正内容

別表第1（第3条関係）中、「山口県立徳山高等学校鹿野分校又は」を削る。

|     | 現 行   | 改 正 後                         |
|-----|---|-------------------------------|
| 備考欄 | <u>山口県立徳山高等学校鹿野分校</u><br><u>又は山口県立山口高等学校徳佐</u><br>分校に勤務する職員に限る。 | 山口県立山口高等学校徳佐分校<br>に勤務する職員に限る。 |

#### 3 施行日

令和5年4月1日

議案第 7 号

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則の制定について

博物館の登録に関する規則（昭和 27 年山口県教育委員会規則第 9 号）の一部を改正する規則を次のとおり定める。

令和 5 年（2023 年）3 月 22 日

山 口 県 教 育 委 員 会

別記録II中様式及び別記録IV中様式を置く。

別記録II中様式中「に変更があつた」又「を変更する」又「第13条第1項」又「第15条第1項」又略文、回欄式を別記録II中様式とする。

別記録II中様式中「(第6条関係)」又「(第7条関係)」又「第15条第1項」又「第20条第1項」又略文、回欄式を別記録II中様式とする。

#### 附 則

の規定は、令和五年四月一日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

博物館登録申請書

年 月 日

山口県教育委員会 様

郵便番号  
申請者 住 所  
名 称  
(電話 局 番)

下記のとおり博物館に係る登録を受けたいので、博物館法第12条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

|            |  |
|------------|--|
| 設置者の名称及び住所 |  |
| 名 称        |  |
| 所 在 地      |  |

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

一条の登録を受けたとみなされる博物館の設置者に関する第六条の規定の適用については、同条第一項中「法第十一條の登録を受けた後に法第十六条」とあるのは「同条」と、「法第十二条第一項の登録申請書に添付した」とあるのは「館則の写し並びに館長及び学芸員の氏名を記載した」とある。

別記第一号様式を削る。

別記第一号様式中「(第2条関係)」を「(第4条関係)」に改め、同様式を別記第一号様式とし、同様式の前に次の  
一様式を加える。

第五条の見出しを「(変更の届出の様式)」に改め、同条第一項中「第十三条第一項」を「第十五条第一項」に改め、「登録事項等の」を削り、「別記第五号様式」を「別記第三号様式」に改め、同条第二項を削る。

第七条を削る。

第六条第一項中「第十五条第一項」を「第二十条第一項」に、「別記第六号様式」を「別記第四号様式」に改め、同条を第七条とし、第五条の次に次の二条を加える。

(定期報告)

第六条 法第十六条の規定による報告は、毎年六月一日から同月末日までの間に、前年にした報告の内容（法第十一条の登録を受けた後に法第十六条の規定による報告をしていない博物館の設置者にあつては、法第十二条第一項の登録申請書に添付した書類の内容。以下同じ。）と異なるかどうかを記載した書面により行わなければならない。

2 前年にした報告の内容と異なるものがあるときは、前項の書面には、そのことを確認できる書類を添付しなければならない。

附則を附則第一項とし、同項に見出として「(施行期日)」を付し、附則に次の二項を加える。

(経過措置)

2 博物館法の一部を改正する法律（令和四年法律第二十四号）附則第二条第四項の規定により同法による改正後の法第十

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月 日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第 号

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則

博物館の登録に関する規則（昭和二十七年山口県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十六条の規定に基き」を「第二十二条の規定に基づき」に改める。

第二条から第四条までを次のように改める。

（登録申請書の様式）

第二条 法第十二条第一項の登録申請書は、別記第一号様式による。

（登録の審査）

第三条 法第十三条第一項の登録の審査は、書面審査及び実地調査の方法による。

（博物館登録原簿の様式）

第四条 法第十四条第一項の博物館登録原簿は、別記第二号様式による。

第4号様式（第7条関係）

博物館廃止届

年 月 日

山口県教育委員会 様

郵便番号  
 届出者 住 所  
 名 称  
 (電話 局 番)

下記のとおり博物館を廃止したので、博物館法第20条第1項の規定により届け出ます。

記

|             |       |
|-------------|-------|
| 名 称         |       |
| 所 在 地       |       |
| 登録記号番号      |       |
| 廃 止 年 月 日   | 年 月 日 |
| 廃 止 の 理 由   |       |
| 廃 止 後 の 处 置 |       |

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

改  
正  
案

第6号様式（第6条関係）

博物館廃止届

年 月 日

山口県教育委員会 様

郵便番号  
 届出者 住 所  
 名 称  
 (電話 局 番)

下記のとおり博物館を廃止したので、博物館法第15条第1項の規定により届け出ます。

記

|             |       |
|-------------|-------|
| 名 称         |       |
| 所 在 地       |       |
| 登録記号番号      |       |
| 廃 止 年 月 日   | 年 月 日 |
| 廃 止 の 理 由   |       |
| 廃 止 後 の 处 置 |       |

現  
行

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第3号様式 (第5条関係)

博物館登録事項変更届

年 月 日

山口県教育委員会 様

郵便番号  
 届出者 住 所  
 名 称  
 (電話 局 番)

下記のとおり博物館に係る登録事項等を変更するので、博物館法第15条第1項の規定により届け出ます。

記

| 変更事項  |     |       |
|-------|-----|-------|
| 変更の内容 | 変更前 |       |
|       | 変更後 |       |
| 変更年月日 |     | 年 月 日 |
| 変更の理由 |     |       |

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4とする。

改正案

第5号様式 (第5条関係)

博物館登録事項変更届

年 月 日

山口県教育委員会 様

郵便番号  
 届出者 住 所  
 名 称  
 (電話 局 番)

下記のとおり博物館に係る登録事項等に変更があつたので、博物館法第13条第1項の規定により届け出ます。

記

| 変更事項  |     |       |
|-------|-----|-------|
| 変更の内容 | 変更前 |       |
|       | 変更後 |       |
| 変更年月日 |     | 年 月 日 |
| 変更の理由 |     |       |

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4とする。

現行

(削る)

改正案

現行

第4号様式（第3条関係）

職員名簿

名称

所在地

| 氏名 | 種別 | 最終卒業<br>学校名 | 博物館職員<br>勤務年数 | 担当職務 | 備考 |
|----|----|-------------|---------------|------|----|
|    |    |             |               |      |    |
|    |    |             |               |      |    |

注 「種別」欄には、館長、学芸員、学芸員補、事務職員等の別を記入し、学

芸員については、自然科学又は人文科学の別を明らかにすること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

改正案

(削る)

第3号様式（第3条関係）

博物館資料目録

名称

所在地

| 博物館資料の種別      | 博物館資料の種類及び数量 |
|---------------|--------------|
| 自然科学に関する博物館資料 |              |
| 人文科学に関する博物館資料 |              |

注 内訳を詳細に記載したものを別に添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4とする。

現行

(削る)

改  
正  
案

第2号様式（第3条関係）

博物館登録申請書

年    月    日

山口県教育委員会 様

郵便番号

申請者 住 所

名 称

(電話 局 番)

現  
行

下記のとおり博物館に係る登録を受けたいので、博物館法第11条第1項の規定  
により、関係書類を添えて申請します。

記

|   |  |
|---|--|
| <u>設置者の名称及び私<br/>立博物館にあつては<br/>設置者の住所</u> |  |
| <u>名 称</u>                                |  |
| <u>所 在 地</u>                              |  |

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第2号様式(第4条関係)

博物館登録原簿

| 事項         | 登録          |             | 登録変更        |             | 登録変更        |             |
|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
|            | 年<br>月<br>日 | 年<br>月<br>日 | 年<br>月<br>日 | 年<br>月<br>日 | 年<br>月<br>日 | 年<br>月<br>日 |
| 記号番号       | 第<br>号      | 日           |             |             |             |             |
| 設置者の名称及び住所 |             |             |             |             |             |             |
| 名称         |             |             |             |             |             |             |
| 所在地        |             |             |             |             |             |             |
| 備考         |             |             |             |             |             |             |

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

改正案

別記

第1号様式(第2条関係)

博物館登録原簿

| 事項         | 登録          |             | 登録変更        |             | 登録変更        |             |
|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
|            | 年<br>月<br>日 | 年<br>月<br>日 | 年<br>月<br>日 | 年<br>月<br>日 | 年<br>月<br>日 | 年<br>月<br>日 |
| 記号番号       | 第<br>号      | 日           |             |             |             |             |
| 設置者の名称及び住所 |             |             |             |             |             |             |
| 名称         |             |             |             |             |             |             |
| 所在地        |             |             |             |             |             |             |
| 備考         |             |             |             |             |             |             |

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

現行

別記  
第1号様式（第2条関係）

博物館登録申請書

年    月    日

山口県教育委員会様

郵便番号  
申請者 住 所  
名 称  
(電話 局 番)

下記のとおり博物館に係る登録を受けたいので、博物館法第12条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

改正案

記

|            |  |
|------------|--|
| 設置者の名称及び住所 |  |
| 名 称        |  |
| 所 在 地      |  |

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4とする。

(新設)

現行

改 正 案

現 行

(第七条を削る)

(登録等の公示)

第七条 教育委員会は次の各号の一に該当するときは、その都度公示するものとする。

- 一 法第十条の規定による登録をしたとき。
- 二 法第十三条第二項の規定による変更登録をしたとき。
- 三 法第十四条第一項の規定による登録の取消をしたとき。
- 四 法第十五条第二項の規定による登録をまつ消したとき。

2 前項の公示は、山口県報に登載して行うものとする。

附 則

」の規則は、公布の日から施行し、昭和二十七年三月一日から適用する。

1 「この規則は、公布の日から施行し、昭和二十七年三月一日から適用する。

(経過措置)

2 博物館法の一部を改正する法律（令和四年法律第二十四号）附則第二条第四項の規定により同法による改正後の法第十二条の登録を受けたとみなされる博物館の設置者に関する第六条の規定の適用については、同条第一項中「法第十二条の登録を受けた後に法第十六条」とあるのは「同条」と、「法第十二条第一項の登録申請書に添付した」とあるのは「館則の写し並びに館長及び学芸員の氏名を記載した」とする。

(新設)

## 改 正 案

## 現 行

(変更の届出の様式)

第五条 法第十五条第一項の規定による変更の届出は、別記第二号様式による。

(第一項を削る)

(定期報告)

第六条 法第十六条の規定による報告は、毎年六月一日から同月末日までの間に、前年にした報告の内容（法第十一条の登録を受けた後に法第十六条の規定による報告をしていない博物館の設置者にあつては、法第十一条第一項の登録申請書に添付した書類の内容。以下同じ。）と異なるかどうかを記載した書面により行わなければならない。

2 前年にした報告の内容が異なるものがあるときは、前項の書面には、そのことを確認できる書類を添付しなければならない。

(廃止の届出)

第七条 法第二十条第一項の規定による博物館廃止の届出は、別記第四号様式による。

2 前項の届出は、廃止した日から十日以内にしなければならない。

(登録事項等の変更届出)

第五条 法第十三条第一項の規定による登録事項等の変更の届出は、別記第五号様式による。

2 前項の届出は、変更のあつた日から十日以内にしなければならない。但し、博物館資料の変更については毎年九月三十日及び三月三十一日の二期に届け出るものとする。

(新設)

第六条 法第十五条第一項の規定による博物館廃止の届出は、別記第六号様式による。

2 前項の届出は、廃止した日から十日以内にしなければならない。

博物館の登録に関する規則 新旧対照表

改正案

○博物館の登録に関する規則

昭和二十七年五月一日

山口県教育委員会規則第九号

改正

平成二十一年一月八日教委規則第四号

令和元年六月五日教委規則第三号

令和三年二月二十六日教委規則第一号

博物館の登録に関する規則を次のとおり定める。

博物館の登録に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号。以下「法」という。）第二十二条の規定に基づき、博物館の登録に関する必要な事項を定めることを目的とする。

（登録申請書の様式）

第二条 法第二十二条第一項の登録申請書は、別記第一号様式による。

（登録の審査）

第三条 法第十二条第一項の登録の審査は、書面審査及び実地調査の方によることによる。

（博物館登録原簿の様式）

第四条 法第十四条第一項の博物館登録原簿は、別記第二号様式による。

現行

○博物館の登録に関する規則

昭和二十七年五月一日

山口県教育委員会規則第九号

改正

平成二十一年一月八日教委規則第四号

令和元年六月五日教委規則第三号

令和三年二月二十六日教委規則第一号

博物館の登録に関する規則を次のとおり定める。

博物館の登録に関する規則

(目的)

第一条 の規則は、博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号。以下「法」という。）第十六条の規定に基づき、博物館の登録に関する必要な事項を定めることを目的とする。

（登録原簿の様式）

第二条 法第十条の規定により、山口県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に備える博物館登録の様式は、別記第一号様式による。

（登録申請書の様式）

第三条 法第十二条に規定する登録申請書は、別記第二号様式により、同条第二項第一号に規定する博物館資料の目録は、別記第三号様式、館長の氏名及び学芸員の種別ごとの氏名を記載した書面は、別記第四号様式による。

（登録要件の審査）

第四条 法第十二条の規定による登録要件の審査は、書面審査、実地調査の外、学識経験者の意見を徵する等の方法による。

## 議案第7号参考資料

### 博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則

#### 1 改正の趣旨

令和4年4月15日に公布された博物館法の一部を改正する法律（令和4年法律第24号）の施行に伴い、博物館の登録に関する規則について所要の改正を行うもの

#### 2 改正の概要

博物館の登録に関する規則（昭和27年山口県教育委員会規則第9号）の一部改正

##### <主な改正点>

- (1) 資料の目録、職員名簿の規則様式の廃止 [第2条]
- (2) 登録審査における学識経験者の意見聴取の規定を削除 [第3条]
- (3) 変更届の提出期限の規定を削除 [第5条]
- (4) 定期報告の規定を新設 [第6条・附則]
  - ・ 毎年6月中に報告
  - ・ 前年の報告（又は登録申請時）から変更があった書類を提出
  - ・ みなし博物館は、館則の写しと館長及び学芸員の氏名を記載した書面を提出
- (5) 登録等の公示の規定を削除
- (6) その他条ずれへの対応、字句修正

#### 3 施行期日

令和5年4月1日

※博物館法の一部を改正する法律（令和4年法律第24号）の施行の日

議案第11号

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正  
する規則の制定について

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則を次のとおり定める。

令和5年（2023年）3月22日

山 口 県 教 育 委 員 会

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月  
日

山口県教育委員会規則第  
号

## 山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則

山口県立高等学校等の管理に関する規則（昭和三十二年山口県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表山口県立徳山高等学校の項を次のように改める。

|            |     |    |     |   |     |   |     |      |    |
|------------|-----|----|-----|---|-----|---|-----|------|----|
| 山口県立徳山高等学校 | 周南市 | 本校 | 普通科 | 3 | 260 |   | 普通科 | 3又は4 | 40 |
|            |     |    | 理数科 | 3 | 40  | 夜 |     |      |    |

附  
則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

山口県教育委員会

# 改 正 案

別表（第2条関係）

## 1 高等学校編成表

| 学校の名称 | 学校の位置 | 本校又<br>は分校<br>の別 | 全日制課程 |          |                  | 定時制課程    |    |          | 通信制課程            |    |                  | 専攻科 |          |                  | 備考 |
|-------|-------|------------------|-------|----------|------------------|----------|----|----------|------------------|----|------------------|-----|----------|------------------|----|
|       |       |                  | 学科    | 修業年<br>限 | 第1学<br>年生徒<br>定員 | 昼夜<br>の別 | 学科 | 修業年<br>限 | 第1学<br>年生徒<br>定員 | 学科 | 第1学<br>年生徒<br>定員 | 学科  | 修業年<br>限 | 第1学<br>年生徒<br>定員 |    |

(略) 山口県立周防大島高等学校～山口県立熊毛北高等学校

|                |     |    |     |   |     |   |     |          |    |  |  |  |  |  |
|----------------|-----|----|-----|---|-----|---|-----|----------|----|--|--|--|--|--|
| 山口県立徳山高<br>等学校 | 周南市 | 本校 | 普通科 | 3 | 260 | 夜 | 普通科 | 3又<br>は4 | 40 |  |  |  |  |  |
|                |     |    | 理数科 | 3 | 40  |   |     |          |    |  |  |  |  |  |

(略) 山口県立新南陽高等学校～

# 現 行

別表（第2条関係）

## 1 高等学校編成表

| 学校の名称 | 学校の位置 | 本校又<br>は分校<br>の別 | 全日制課程 |          |                  | 定時制課程    |    |          | 通信制課程            |    |          | 専攻科              |    |          | 備考               |
|-------|-------|------------------|-------|----------|------------------|----------|----|----------|------------------|----|----------|------------------|----|----------|------------------|
|       |       |                  | 学科    | 修業年<br>限 | 第1学<br>年生徒<br>定員 | 昼夜<br>の別 | 学科 | 修業<br>年限 | 第1学<br>年生徒<br>定員 | 学科 | 修業<br>年限 | 第1学<br>年生徒<br>定員 | 学科 | 修業<br>年限 | 第1学<br>年生徒<br>定員 |

(略) 山口県立周防大島高等学校～山口県立熊毛北高等学校

|                          |             |            |     |   |     |   |     |            |    |  |  |  |  |  |  |  |
|--------------------------|-------------|------------|-----|---|-----|---|-----|------------|----|--|--|--|--|--|--|--|
| 山口県立<br>高<br>等<br>学<br>校 | 周<br>南<br>市 | 本 校        | 普通科 | 3 | 260 | 夜 | 普通科 | 3 又<br>は 4 | 40 |  |  |  |  |  |  | 熊毛北分校の全日<br>制課程普通科及び<br>鹿野分校の全日制<br>課程普通科は、今<br>和3年度から生徒<br>募集を停止する。 |
|                          |             | 熊毛北<br>分 校 | 普通科 | 3 | —   |   |     |            |    |  |  |  |  |  |  |  |
|                          |             | 鹿野分<br>校   | 普通科 | 3 | —   |   |     |            |    |  |  |  |  |  |  |  |
|                          |             |            |     |   |     |   |     |            |    |  |  |  |  |  |  |  |

(略) 山口県立新南陽高等学校～

## 議案第 11 号参考資料

### 山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則について

#### 1 改正の理由

令和 3 年 4 月に徳山高等学校徳山北分校及び徳山高等学校鹿野分校を募集停止したことに伴い、令和 4 年度末をもって徳山高等学校徳山北分校及び徳山高等学校鹿野分校の在籍者がいなくなり、同分校が廃止となるため。

#### 2 概 要

別表の 1 の表山口県立徳山高等学校の項のうち、徳山北分校及び鹿野分校を削除する。

#### 3 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

## 報告事項 1

### 令和6年度(2024年度)山口県公立学校教員採用候補者選考試験実施大綱

山口県教育委員会

#### 1 目的

この選考試験は、令和6年度採用予定の山口県公立学校教員採用候補者を決定するために実施するものです。

#### 2 選考区分、志願区分（校種等）及び教科（科目等）

| 選考区分                 | 志願区分（校種等） |                              | 教科（科目等）  |  |
|----------------------|-----------|------------------------------|--|--|
| 一般選考                 | 小学校       |                              |  |  |
|                      | 中学校       |                              | 国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、外國語（英語）   |  |
|                      | 高等学校      |                              | 国語、地理歴史、公民、数学、理科、保健体育、芸術（音楽、美術）、外國語（英語）、家庭、情報、農業、工業、商業、福祉<br>科目等の詳細については、実施要項で発表します。 |  |
|                      | 特別支援学校    | 小学部                          |  |  |
|                      |           | 中学部                          | 国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、外國語（英語）   |  |
|                      |           | 高等部                          | 国語、地理歴史、公民、数学、理科、保健体育、芸術（音楽、美術）、外國語（英語）、家庭、情報、福祉<br>科目等の詳細については、実施要項で発表します。          |  |
| 養護教諭                 |           |                              |  |  |
| 障害者を対象とした選考          |           | 試験を実施する志願区分（校種等）の教科（科目等）     |  |  |
| 教職大学院修了見込者特別選考       |           | 試験を実施する志願区分（校種等）の教科（科目等）     |  |  |
| 社会人特別選考              |           | 小学校、中学校及び高等学校の試験を実施する教科（科目等） |  |  |
| スポーツ・芸術特別選考          |           | 高等学校の保健体育、芸術（音楽、美術）          |  |  |
| 山口県教師力向上プログラム修了者特別選考 |           | 小学校                          |  |  |
| 博士号取得者特別選考           |           | 高等学校の理科                      |  |  |
| 看護科教諭特別選考            |           | 高等学校の看護                      |  |  |
| 教職チャレンジサポート特別選考      |           | 小学校、中学校及び高等学校の試験を実施する教科（科目等） |  |  |

#### 3 出願

試験は、上表のとおり行い、一つの選考区分、志願区分（校種等）に限り志願できます。

中学校及び高等学校並びに特別支援学校の中学校部及び高等部にあっては、一つの教科（科目等）に限り志願できます。

ただし、以下の1～7に示す組合せについては併願が可能です。（いずれか一つの組合せに限ります。）

なお、4～7については、第一志願と第二志願を逆にした組合せによる併願も可能です。

| 選考区分   | 第一志願       | 第二志願            |
|--------|------------|-----------------|
| 1 一般選考 | 中学校        | 小学校             |
| 2 一般選考 | 特別支援学校小学部  | 小学校             |
| 3 一般選考 | 特別支援学校中学部  | 小学校             |
| 4 一般選考 | 中学校音楽      | 特別支援学校中学部音楽     |
| 5 一般選考 | 中学校美術      | 特別支援学校中学部美術     |
| 6 一般選考 | 高等学校芸術（音楽） | 特別支援学校高等部芸術（音楽） |
| 7 一般選考 | 高等学校芸術（美術） | 特別支援学校高等部芸術（美術） |

【注】第一次試験免除の該当者として出願する者は併願できません。

#### 4 受験資格

各選考区分及び志願区分（校種等）について、次に示す（1）～（4）に掲げる各要件の全てを満たす者が受験できます。受験資格の各要件の全てを満たしていない場合は受験できません。

※ 受験する選考区分及び志願区分（校種等）の受験資格をよく確認してください。

##### （1）欠格条項について

学校教育法第9条各号及び地方公務員法第16条各号のいずれにも該当しない者

※ 学校教育法第9条の「禁錮以上の刑に処せられた者」には、次の期間にある者も含まれます。

・禁錮以上の刑に付された執行猶予の期間

・禁錮以上の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得たときから、罰金以上の刑に処せられることなく10年を経過するまでの間

##### （2）受験年齢について

昭和39年4月2日以降に生まれた者

ただし、教職チャレンジサポート特別選考については、昭和44年4月2日以降に生まれた者

### (3) 教員免許状について

受験する校種・教科等の教育職員普通免許状を所有している者又は令和6年3月31日までに取得見込みの者  
ただし、次の志願区分（校種等）及び教科（科目等）については、それぞれに掲げる要件も満たす者  
ア 小学校を第二志願とする者は、各相当の普通免許状に加え、小学校教諭の普通免許状が必要です。  
イ 特別支援学校小学部、中学部及び高等部の志願区分で志願する者（併願も含む。）は、盲学校教諭、聾学校教諭、養護学校教諭、特別支援学校教諭のいずれかの普通免許状が必要です。  
なお、一部の特別選考においては、教育職員免許状を所有していない者又は取得見込みがない者でも受験できる場合があります。（詳細は下記「(4) その他」参照）

### (4) その他

各選考区分における要件に該当する者

#### ア 障害者を対象とした選考

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けている者

#### イ 教職大学院修了見込者特別選考

現に（出願時点）教職大学院に在籍し、令和6年3月31日までに教職大学院を修了見込みの者

#### ウ 社会人特別選考

次の①～③のいずれかに該当する者で、かつ教員としての職務を行うのに必要な素養と熱意を有するもの

- ① 現に（出願時点）同一の民間企業等に5年以上継続勤務する者で、その勤務経験により、出願する校種・教科（科目等）に関する高度の専門的な知識又は技能を有すると認められるもの  
なお、高等学校の情報、農業又は工業を志願する者については、各相当の普通免許状を所有していない又は取得の見込みがない場合でも、実施要項で定める要件を満たす者は受験できます。
- ② 青年海外協力隊、日系社会青年ボランティア、シニア海外ボランティア又は日系社会シニア・ボランティアとして、通算2年以上の派遣経験を有する者で、その派遣経験により、グローバル化に対応するコミュニケーション力や異文化理解の能力等を身に付けたもの
- ③ 過去5年間（平成30年4月1日から令和5年3月31日まで）に、国公立の青少年教育施設（青少年自然の家等）において、通算2年以上勤務した経験を有する者（非常勤を除く。）

#### エ スポーツ・芸術特別選考

高等学校卒業以降、次の①～④のいずれかに該当する者で、かつ教員としての職務を行うのに必要な素養と熱意を有するもの。ただし、成績及び実績は、平成30年4月1日以降のものに限る。  
なお、高等学校の保健体育、芸術（音楽）又は芸術（美術）を志願する者については、各相当の普通免許状を所有していない又は取得の見込みがない場合でも、実施要項で定める要件を満たす者は受験できます。

##### 【スポーツ分野】（※）

- ① オリンピックや世界選手権等の国際的な大会に日本代表として出場し、一定の期間その競技力を維持し、活躍が認められる者又はその者を指導育成した実績を有する者
- ② 日本選手権等の、トップレベルの選手が参加する全国的な大会の団体戦若しくは個人戦において、原則としてベスト4以上に入賞し、一定の期間その競技力を維持し、活躍が認められる者（ただし団体戦の場合には、正選手であった者）又はその者を指導育成した実績を有する者

##### ※ スポーツ分野の対象種目

高等学校保健体育を志願する者：山口県高等学校体育連盟又は山口県高等学校野球連盟が主催する大会の競技種目のうち実施要項に示すもの

##### 【芸術分野】

- ③ 國際的なコンクール・展覧会等で優秀な成績を収めた者又はその者を指導育成した実績を有する者
- ④ 全国的なコンクール・展覧会等で極めて優秀な成績を収めた者又はその者を指導育成した実績を有する者

#### オ 山口県教師力向上プログラム修了者特別選考

令和4年度山口県教師力向上プログラムを修了した者

#### カ 博士号取得者特別選考

博士号を有し、高度の専門的な知識又は技能を高等学校理科教育の推進に生かす意欲のある者

#### キ 看護科教諭特別選考

相当の普通免許状を所有していない又は取得の見込みがない場合でも、実施要項で定める要件を満たす者は受験できます。

#### ク 教職チャレンジサポート特別選考

次の①～④のいずれにも該当する者

- ① 大学又は短期大学を卒業した者（令和6年3月31日までに卒業見込みの者を含む。）
- ② 教育職員免許状を所有していない者かつ令和6年3月31日までの取得見込みがない者
- ③ 選考試験に合格後、2年以内（令和6年4月1日から令和8年3月31日まで）に志願区分（校種・教科）の普通免許状を取得する者
- ④ 選考試験に合格後、免許取得と併行して本県が指定する研修へ参加できる者

## 5 選考試験の期日及び会場

### (1) 第一次試験

対象者：全ての選考区分の志願者（ただし、第一次試験免除の該当者を除く。）

|    |   |
|----|---|
| 期日 | 令和5年7月8日（土）、9日（日）   |
| 会場 | [山口会場] 山口県立山口高等学校、山口県立山口中央高等学校、山口県立西京高等学校<br>[東京会場] [注1]<br>[関西会場] [注2] |

【注1】試験会場については、実施要項でお知らせします。

東京会場においては、次の試験を実施する予定です。

- 一般選考 <小学校、中学校（国語、社会、数学、理科）、高等学校（国語、地理歴史、公民、数学、理科、情報、農業、工業、商業、福祉）>
- 教職大学院修了見込者特別選考 <東京会場において、一般選考で試験を実施する校種・教科（科目等）>
- 社会人特別選考 <東京会場において、一般選考で試験を実施する校種・教科（科目等）>
- 山口県教師力向上プログラム修了者特別選考
- 博士号取得者特別選考
- 教職チャレンジサポート特別選考 <東京会場において、一般選考で試験を実施する校種・教科（科目等）>

【注2】試験会場については、実施要項でお知らせします。

関西会場においては、次の試験を実施する予定です。

- 一般選考 <小学校>
- 教職大学院修了見込者特別選考 <小学校>
- 社会人特別選考 <小学校>
- 山口県教師力向上プログラム修了者特別選考
- 教職チャレンジサポート特別選考 <小学校、中学校（国語、社会、数学、理科）、高等学校（国語、地理歴史、公民、数学、理科、情報、農業、工業、商業、福祉）>

### (2) 第二次試験

対象者：第一次試験合格者、第一次試験免除の該当者

|    |   |
|----|---|
| 期日 | 小学校：令和5年8月19日（土）～22日（火）<br>(予備日：8月26日（土）、27日（日）)<br>小学校以外の志願区分（校種等）：令和5年8月19日（土）、20日（日） |
| 会場 | [山口会場] 山口県立山口高等学校、山口県立山口中央高等学校、山口県立西京高等学校、<br>山口県立山口農業高等学校 ※ [東京会場]、[関西会場] では実施しません。    |

## 6 選考試験の試験項目

| 選考区分                                   | 第一 次 試 験   | 第二 次 試 験      |
|--|--|---------------|
| 一般選考<br>障害者を対象とした選考                    | 教職専門<br>教科専門【注1】<br>特別支援教育専門【注2】<br>実技【注3】<br>集団面接 | 適性検査          |
| 社会人特別選考<br>博士号取得者特別選考                  | 教科専門<br>実技【注3】<br>集団面接                             | 個人面接          |
| 教職大学院修了見込者特別選考<br>山口県教師力向上プログラム修了者特別選考 | 教科専門<br>実技【注3】                                     | 集団面接          |
| スポーツ・芸術特別選考<br>看護科教諭特別選考               | 教科専門<br>集団面接                                       | 小論文<br>実技【注4】 |
| 教職チャレンジサポート特別選考                        | SPI3基礎能力検査<br>実技【注3】<br>集団面接                       |               |

【注】「7 試験の一部免除」に示す要件を満たす者については、試験の一部を免除します。

【注1】中学校、特別支援学校中学部を志願する者のうち、小学校を第二志願とするものについては、小学校の教科専門についても実施します。

【注2】特別支援教育専門は、特別支援学校の志願者を対象に実施します。  
なお、特別支援学校を第二志願とする者についても実施します。

【注3】第一次試験の実技は、中学校、高等学校、特別支援学校中学部、特別支援学校高等部の特定の教科（科目等）及び養護教諭を志願する者を対象に実施します。

【注4】第二次試験の実技は、小学校及び特別支援学校小学部の志願者を対象に実施します。  
なお、小学校を第二志願とする者についても実施します。

## 7 試験の一部免除

次のいずれかに該当する者が申請した場合、試験の一部を免除します。

|                  |                       |   |  |
|------------------|-----------------------|---|--|
| A・B<br>ランクの<br>者 | 前<br>年<br>度<br>評<br>価 | 第一次<br>試<br>験<br>免<br>除   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 昨年度の第一次試験を受験し第二次試験で不合格となった者のうち、総合評価ランクがA又はBであるものを対象とした第一次試験免除<br/>令和5年度山口県公立学校教員採用候補者選考試験の第一次試験を受験し、第二次試験で不合格となった者のうち、総合評価ランクがA又はBであるものについては、第一次試験を免除します（令和5年度と同一の選考区分の志願区分（校種等）の教科（科目等）の選考試験が実施され、かつ同一の選考区分の志願区分（校種等）の教科（科目等）を志願する場合に限ります）。</li> </ul> |
| 本採用教員経験者         | 教職専門免除                | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国公立学校本採用教員経験者を対象とした第一次試験の教職専門免除<br/>次の①～③のいずれにも該当する者は、第一次試験の教職専門を免除します。<br/>           ① 国公立学校（国公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校）の本採用教員（任期を定めて任用される者及び非常勤の者を除く。）として、現に（出願時点）在職している者、又は過去に在職していた者<br/>           ② ①の本採用教員として平成25年4月1日以降の勤務経験を有する者<br/>           ③ 現に（出願時点）本県本採用教員でない者         </li> </ul>  |  |
|                  | 第一次試験免除               | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国公立学校本採用教員経験者のうち、志願区分と同一かつ3年以上の勤務経験を有する者を対象とした第一次試験免除<br/>次の①～⑤のいずれにも該当する者は、第一次試験を免除します。<br/>           ① 国公立学校（国公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校）の本採用教員（任期を定めて任用される者及び非常勤の者を除く。）として、現に（出願時点）在職している者、又は過去に在職していた者<br/>           ② ①の本採用教員として平成25年4月1日以降の勤務経験を有する者<br/>           ③ ①の本採用教員として志願区分と同一の校種等・教科（科目は問わない。）での勤務経験を有する者<br/>           ④ ②及び③の勤務経験（休職、育児休業等、勤務実態のない期間を除く。）を通算3年以上有する者<br/>           ⑤ 現に（出願時点）本県本採用教員でない者         </li> </ul>  |  |
| 臨時的任用教員等         | 教職専門免除                | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国公立学校における臨時の任用教員等を対象とした第一次試験の教職専門免除<br/>次の①～④のいずれかに掲げる者として、過去3年間（令和2年4月1日から令和5年3月31日まで）において通算12月以上の在職期間を有するものは、第一次試験の教職専門を免除します。<br/>           ① 山口県内の公立学校（小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校）において山口県教育委員会が任用する臨時の任用教員（教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、講師）又は非常勤講師（非常勤養護教諭を含む。）<br/>           ② 下関市教育委員会が任用する、下関商業高等学校（全日制）の臨時の任用教員又は非常勤講師<br/>           ③ 山口大学教育学部附属学校（小学校、中学校及び特別支援学校）の、任期付教諭、任期付養護教諭、非常勤講師又は非常勤教諭（任期付教諭、任期付養護教諭は臨時の任用教員とみなし、非常勤教諭は非常勤講師とみなす。）<br/>           ④ 他の都道府県における国公立学校（国公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校）の臨時の任用教員（教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、講師）。なお、常勤と同様の勤務形態での任用に限る。<br/>           ただし、非常勤講師としての在職期間は、その在職期間に1/2を乗じ、小数点以下を切り捨てて算出します。臨時の任用教員と非常勤講師の両方の勤務経験を有するものの月数は、臨時の任用教員の在職月数と非常勤講師の換算在職月数の合計とします。<br/>           なお、在職月数の算定に当たっては、月に1日でも在職していれば1月とします。<br/>           また、同一月に複数の任用がある場合は、いずれか一方の任用のみを対象とします。         </li> </ul> |  |

## 8 実施要項の発表等

### （1）発表日（配布開始日）

令和5年5月11日（木）予定

### （2）ダウンロードによる取得方法

下記URLまたは右記QRから山口県教育庁教職員課のウェブページ（教員採用試験専用ページ）にアクセスしてダウンロードしてください。  
 URL : <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/178/26366.html>

QR



### （3）郵便による請求方法

山口県教育庁教職員課に請求してください。

封筒の表に「実施要項請求」と朱書きし、住所、氏名（〇〇様とする。）及び郵便番号を明記し140円分の切手を貼った返信用封筒（角形2号：縦33cm、横24cmのもの）を必ず同封してください。  
 請求先：〒753-8501 山口市滝町1番1号 山口県教育庁教職員課（TEL 083-933-4550）

### （4）配布場所

山口県庁（受付、中央県民相談室及び山口県教育庁教職員課）、山口県内各総合庁舎（地方県民相談室等）、山口県東京事務所、山口県大阪事務所、山口県内各市町教育委員会

### （5）その他

出願はインターネット（電子申請）を原則とするため、実施要項の中に出願書類の同封はありません。

## 9 出願について

### (1) 受付期間

令和5年5月12日（金）～5月31日（水）

### (2) 出願方法

インターネット（電子申請）による出願を原則とします。

※ 令和5年5月12日（金）午前9時～5月31日（水）午後5時までに到達したものに限り受け付けます。

※ 令和5年5月17日（水）午後10時から5月18日（木）午前6時までは、電子申請システムの停止により受付ができませんので注意してください。

※ インターネットによる出願が困難な場合に限り、郵送による出願を認めます。下記の提出先に連絡してください。

郵送の場合は、令和5年5月31日（水）の消印のものまで受け付けます。

提出先：〒753-8501 山口市滝町1番1号 山口県教育庁教職員課（TEL 083-933-4550）

## 10 障害等のある志願者への配慮

障害等のある志願者で、受験上の配慮や採用後の配慮を希望する場合は、申請時に入力するとともに、電話等で申し出てください。

受験上の配慮例：実技試験の免除、問題・解答用紙の文字の拡大、試験時間の延長 等

採用後の配慮例：可能な範囲での設備改修 等

## 11 選考試験結果の発表及び採用候補者名簿登載予定者の発表等

- 第一次試験の選考結果の発表は、令和5年8月2日（水）に行う予定です。
- 第二次試験の選考結果（採用候補者名簿登載予定者）の発表は、令和5年10月3日（火）に行う予定です。
- 「4 受験資格」を満たしていないことが判明した場合は、採用候補者名簿に登載しません。
- 「4 受験資格」に示す教員免許状等を取得する見込みの者が、令和6年3月31日までに免許状等を取得できない場合は、採用候補者名簿に登載しません。
- 採用については、採用候補者名簿登載予定者を採用候補者名簿に登載し、採用候補者名簿に登載された者の中から必要に応じて決定します。なお、小学校、中学校及び高等学校の採用候補者名簿登載者の中から特別支援学校へ配置することがあります。
- 採用された者が複数の免許状を所有している場合は、志願した教科以外の教科を担当することがあります。
- 令和6年度採用候補者のうち、大学院進学を理由として採用の延期を申し出た者が、次のいずれにも該当した場合は、令和8年度採用候補者名簿に登載します。
  - ・令和8年3月31日までに、大学院修士課程を修了できること
  - ・令和8年3月31日までに、合格した志願区分の校種、教科の専修免許状が取得できること。なお、特別支援学校の志願区分における合格者については、特別支援学校の専修免許状が取得できること
- ※ 教職大学院の専門職学位課程についても、大学院修士課程と同様の取扱いとします。
- 令和6年度採用候補者のうち、大学院在学中であり、引き続き修学することを理由として採用の延期を申し出た者が、次のいずれにも該当した場合は、令和7年度採用候補者名簿に登載します。
  - ・令和7年3月31日までに、大学院修士課程を修了できること
  - ・令和7年3月31日までに、合格した志願区分の校種、教科の専修免許状が取得できること。なお、特別支援学校の志願区分における合格者については、特別支援学校の専修免許状が取得できること
- ※ 教職大学院の専門職学位課程についても、大学院修士課程と同様の取扱いとします。

## 12 主な変更点

前年度実施要項からの主な変更点は、次のとおりです。

### <教職チャレンジサポート特別選考の新設>

小学校、中学校、高等学校において、次の①～④を含む受験要件のいずれにも該当する者に対して特別選考を実施します。

- ① 大学又は短期大学を卒業した者（令和6年3月31日までに卒業見込みの者を含む。）
- ② 教育職員免許状を所有していない者かつ令和6年3月31日までの取得見込みがない者
- ③ 選考試験に合格後、2年以内（令和6年4月1日から令和8年3月31日まで）に志願区分（校種・教科）の普通免許状を取得する者
- ④ 選考試験に合格後、免許取得と併行して本県が指定する研修へ参加できる者

第一次試験については、一般選考の試験項目のうち「教職専門」「教科専門」に代えて「S P I 3 基礎能力検査」を行います。

また、合格者に対し、免許取得のための費用について、上限を設けて補助します。（「13 その他」及び実施要項を参照）

#### <国公立学校本採用教員経験者を対象とした第一次試験の教職専門免除>

次の①～③のいずれにも該当する者は、第一次試験の教職専門を免除します。

- ① 過去に、国公立学校（国公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校）の本採用教員（任期を定めて任用される者及び非常勤の者を除く。）として在職していた者
- ② ①の本採用教員として平成25年4月1日以降の勤務経験を有する者
- ③ 現に（出願時点で）本県本採用教員でない者

#### <国公立学校本採用教員経験者のうち、志願区分と同一かつ3年以上の勤務経験を有する者を対象とした第一次試験免除>

次の①～⑤のいずれにも該当する者は、第一次試験を免除します。

- ① 過去に、国公立学校（国公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校）の本採用教員（任期を定めて任用される者及び非常勤の者を除く。）として在職していた者
- ② ①の本採用教員として平成25年4月1日以降の勤務経験を有する者
- ③ ①の本採用教員として志願区分と同一の校種等・教科（科目は問わない。）での勤務経験を有する者
- ④ ②及び③の勤務経験（休職、育児休業等、勤務実態のない期間を除く。）を通算3年以上有する者
- ⑤ 現に（出願時点で）本県本採用教員でない者

#### <臨時の任用教員等を対象とした教職専門免除における在職期間の見直し及び対象者の拡大>

臨時の任用教員等を対象とした教職専門免除における在職期間について、これまでの24月以上から12月以上に変更します。

また、他の都道府県における国公立学校（国公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校）の臨時の任用教員（教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、講師とし、非常勤は含まない。）としての在職期間も対象とします。

#### <スポーツ・芸術特別選考及び看護科教諭特別選考における試験項目の見直し>

スポーツ・芸術特別選考及び看護科教諭特別選考における第一次試験の試験項目のうち、「個人面接」を「教科専門」（筆記試験）に変更します。

#### <選考に当たっての考慮事項の見直し>

スポーツ実績・芸術実績資格所有者については、選考に当たって考慮していますが、このうち、スポーツ・芸術特別選考の対象者については特に考慮します。

### 13 その他

教職チャレンジサポート特別選考の合格者に対する免許取得に係る費用補助についての概要（詳細は別途規定）

- ・ 補助対象 : 免許取得に係る学費（入学金、授業料等）
- ・ 補助額 : 1人につき年上限26万円
- ・ 補助期間 : 2年（免許取得のための採用延期期間。各年ごとに補助）
- ・ 補助要件 : ①出願時に、費用補助を希望すること  
②合格後に、申請と併せて誓約書を提出すること  
③採用後に、本県公立学校教員として4年以上勤務すること

#### （試験に関するお問い合わせ先）

#### 山口県教育庁教職員課

〒753-8501 山口市滝町1番1号

TEL 083-933-4550



《ウェブページURL》

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/178/26366.html>

試験実施に関する緊急連絡事項がある場合は、山口県教育庁教職員課ウェブページにおいてお知らせします。

## 報告事項 2

### 山口県教員育成指標の改定について

教職員課

#### 1 これまでの検討の経緯

|             |   |
|-------------|---|
| 令和 4 年 4 月  | 教育庁内にワーキンググループ（以下、「WG」という）を設置                               |
| 令和 4 年 5 月  | WGによる会議を開催するとともに、各課・室において検討<br>(WGによる会議は、5月以降、令和5年2月まで適宜開催) |
| 令和 4 年 7 月  | 教員養成等検討協議会において方向性や大枠を協議                                     |
| 令和 4 年 11 月 | 定例教育委員会会議において育成指標の項目案等について協議<br>教諭の原案を作成                    |
| 令和 4 年 12 月 | 養護教諭、栄養教諭、管理職の原案を作成   |
| 令和 5 年 2 月  | 教員養成等検討協議会において内容を協議   |
| "           | 定例教育委員会会議において改定案について協議                                      |
| 令和 5 年 3 月  | 教育庁内各課・室と協議し、改定案を修正して策定                                     |

#### 2 改定のポイント

##### （1）区分、項目の再整理等について

国が示した「公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針」を参照し、区分、項目を再整理するとともに、キャリアステージと資質能力の関係性を整理

##### （2）各職において共通的に求められる資質能力（構造図）について

山口県教員育成指標を構造的に一覧できるものとして新たに作成

##### （3）各職の育成指標について

再整理した区分に基づき、評語を時点修正

#### 3 今後の予定

- 3月下旬に学校、教育委員会及び大学等など関係各所に送付
- 4月以降の各種会議等において改定について説明
- 学校、教育委員会及び大学等にて、資質能力の向上を図るための目安として活用

## 「スクール・ミッション」の設定について

### 1 設定趣旨

各学校の特色化・魅力化を一層推進するため、「第3期県立高校将来構想」に示した今後の県立高校の在り方や、特色ある学校づくりの方向性を基に、学校の歴史や伝統、地域の実情などを踏まえ、各高校に期待される「社会的役割」や「めざすべき学校像」を「スクール・ミッション」として県教委が設定する。

### 2 設定までの流れ（令和4年度）

- |        |                                       |
|--------|---------------------------------------|
| 令和4年4月 | ・ 県教委から各学校に「スクール・ミッション（案）」<br>を提示     |
| 5月     | ・ 各学校において、学校運営協議会等で、県教委の案             |
| ～12月   | を基に協議                                 |
| 令和5年3月 | ・ 学校からの意見を踏まえ、県教委が「スクール・<br>ミッション」を設定 |

令和5年度から運用開始

### 3 今後の取組

- |  |
|--|
| 令和5年度中に各学校で、「スクール・ミッション」に基づく<br>「スクール・ポリシー」を策定 |
|--|

※ 「スクール・ポリシー」とは、各学校が掲げる次の「三つの方針」のこと

- ① 育成をめざす資質・能力に関する方針（グラデュエーション・ポリシー）
- ② 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）
- ③ 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）

※ 全：全日制課程 定：定時制課程 通：通信制課程 専：専攻科

| 学校名    | 課程                             | 学科  | スクール・ミッション  |
|--------|--------------------------------|---|---|
| 周防大島   | 卒業検査会                          | 全 普通 地域創生   | 中高が連携・協働し、6年間を見通した教育を推進するとともに、島内外の生徒が集い、地域・社会や県内大学等と連携・協働し、島の豊かな教育資源を活用した課題解決型学習や多様な人々との交流等を通して、探究心をもって学び続け、グローバルな視点で地域・社会に主体的に貢献できる人材を育成します。 |
|        | 久賀校舎                           | 専 福祉専攻  | 実践的・体験的な福祉教育を推進するとともに、地域・社会や福祉施設等の連携・協働と多様な人々との交流等を通して、他者とのつながりを深め、健やかな心と体を育み、地域の介護福祉を支える先進的な知識と技術を身に付けた将来のスペシャリストを育成します。                     |
| 岩国     | 坂上分校                           | 全 普理 通数   | 大学や地域で活動する専門家等と連携・協働した課題解決型学習や、小中高が連携・協働した教育活動等、探究的な教育の実践を通して、他者と協働しながら新たな価値を創造し、グローバルな視点で社会に貢献できる人材を育成します。                                   |
|        | 広瀬分校                           | 全 普通  | 生徒一人ひとりの個性を生かし、地域・社会と連携・協働したキャリア教育等を通して、互いを認め、他者と協働して、主体的に地域・社会に貢献するとともに、豊かな人生を切り拓いていく人材を育成します。   |
|        | 岩国総合                           | 全 総合  | 生徒一人ひとりの個性や可能性を生かす選択幅の広い教育やキャリア教育を行い、地域における高校教育の個性化・多様化のニーズに応えるとともに、地域・社会や地元企業等と連携・協働した課題解決型学習を通して、他者と協働しながらこれからの地域・社会に貢献できる人材を育成します。         |
| 高森     | 全 普通                           | 中高が連携・協働した教育を推進するとともに、幅広い年齢集団による協働的な学びをはじめ、地域・社会との連携や海外との交流による学びを通して、確かな学力と豊かな人間性を備え、志をもち、グローバルな視点に立って、地域・社会に貢献できる人材を育成します。               |   |
| 高森みどり中 | 一 一                            |   |   |
| 岩国商業   | 全 総合ビジネス<br>国際情報               | 地元企業や行政機関等と連携・協働した実践的・体験的な教育活動や、ビジネスに関する課題を自ら考え、解決する学びなどを通して、豊かな人間性や社会性、ビジネスマナーを身につけ、自ら考え行動し、創造的に課題を解決することができる、地域・社会や地域産業を担う人材を育成します。     |   |
|        | 東分校                            | 定 普通  | 生徒の多様なニーズに対応した選択幅の広い教育や生徒一人ひとりの可能性を生かしたキャリア教育、伝統・文化に関する探究活動等を通して、確かな学力を育成するとともに、自他を思いやる心をもち、社会の一員として社会に貢献しようとする、自立して社会を生きていくことができる人材を育成します。   |
| 岩国工業   | 全 機械<br>電気<br>都市工学<br>システム化学   | 工業技術の進展への的確な対応をめざした実践的・体験的な教育活動や、地域の関係機関や地元企業等と連携・協働したものづくり、資格取得等に関する教育活動などを通して、高度な専門性や探究心、自ら気付き考え方行動できる力をもち、産業の持続的な発展を担う人材を育成します。        |   |
| 柳井     | 全 普通                           | 「右文尚武」の理念のもと、文武両道をめざし、生徒一人ひとりの自己実現を支える創造的な教育活動を通して、確かな学力と豊かな人間性を備え、地域や世界に貢献できる広い視野と愛情をもつ人材を育成します。   |   |
| 柳井商工   | 全 ビジネス情報<br>機械<br>建築・電子        | 地域・社会や他校・他学科等と連携・協働した探究的な活動や、「ビジネス教育」や「ものづくり教育」に関する実践的・体験的な教育活動などを通して、高度な専門性と豊かな人間性を備え、他者と協働しながら社会の変化に対応し、産業の持続的な発展を担う人材を育成します。           |   |
| 熊毛南    | 全 普通                           | 計画的・効果的なキャリア教育を推進するとともに、地域・社会と連携・協働した教育活動等を通して、確かな学力と豊かな人間性を培い、主体的に行動し、地域・社会の活性化に貢献できる人材を育成します。   |   |
| 田布施農工  | 全 生物生産<br>食品科学<br>都市緑地<br>機械制御 | 地域・社会や地元企業等との連携・協働による課題解決に向けた探究的な教育活動や、農業と工業が連携・協働した教育活動等を通して、社会の変化に対応する創造力を有し、自ら考え他者と協働して課題を解決し、豊かな人生を切り拓くことのできる、持続可能な社会の創り手となる人材を育成します。 |   |
| 光      | 全 普通                           | 文武両道をめざす中で、生徒一人ひとりの可能性を生かし、キャリア教育の推進及び小・中学校や地域・社会との連携・協働した教育活動等を通して、豊かな心を育み、主体的に生きる人材を育成します。  |   |
|        | 定 普通                           | 生徒の多様なニーズに対応し、生徒一人ひとりの可能性を生かしたキャリア教育や、社会的・職業的自立に向けた教育活動等を行い、主体的に地域・社会を生きる人材を育成します。  |   |
| 下松     | 全 普通                           | 計画的・効果的なキャリア教育を推進するとともに、異なる校種の学校や地域と連携・協働した教育活動を通して、確かな学力と豊かな人間性を培い、自ら進んで新たに取り組み創造しながら、他者と協働して社会に貢献できる人材を育成します。                           |   |
| 華陵     | 全 普英 通語                        | 先進的な英語教育や海外の姉妹校等との相互交流、国際交流体験による学びを推進し、地域・社会と連携・協働した教育活動を、カリキュラムの中に体系的に位置付け、確かな学力と豊かな人間性を培い、グローバルな視点に立って、地域・社会の活性化に貢献できる人材を育成します。         |   |

| 学校名  | 課程     | 学科  | スクール・ミッション  |
|------|--------|---|---|
| 下松工業 | 全      | システム機械<br>電子機械<br>情報電子<br>化学工業              | 工業技術の進展に対応した実践的・体験的な教育活動や、地元企業等と連携・協働したものづくり、資格取得等に関する教育活動などを通して、高度な技術と専門性をもち、産業の持続的な発展を担い、自ら気付き考え行動できる人材を育成します。                            |
|      | 定      | 機 械   | 生徒の多様な経験を生かしながら、計画的・効果的なキャリア教育や、専門知識・技術の習得に向けた実践的・体験的な教育活動等を通して、社会から愛され、社会の一員として地域産業に貢献し、自立して社会を生き抜くことができる人材を育成します。                         |
| 熊毛北  | 全      | 普 通<br>ライフデザイン                              | 小・中学校や地域の関係機関等と連携・協働した継続的な探究活動や、地域・社会の生活の質の向上に向けた課題解決型学習等を通して、確かな学力を身につけ、主体的に新たな価値を創造し、地域・社会の発展を担う、人間性豊かな人材を育成します。                          |
| 徳 山  | 全      | 普 理 通<br>数                                  | 実社会での問題発見・解決の力を養うための教科等横断的な学び（S T E A M教育）や地域・社会と連携・協働した課題解決型学習（P B L）等、先進的な教育の実践を通して、探究心や創造的思考力、グローバルな視点をもった、将来、社会に貢献できる人材を育成します。          |
|      | 定      | 普 通   | 生徒の多様なニーズに応えるため、確かな学力を育成するとともに、協調性、思いやりの心を育む教育や計画的・効果的なキャリア教育を通して、自らを高め、地域・社会に貢献しようとする、自立して社会を生きていくことができる人材を育成します。                          |
| 新南陽  | 全      | 普 通   | リベラルな校風のもと、予測困難な時代を主体的に切り拓くため、地域や産学官と連携・協働したキャリア教育等を推進し、確かな学力と郷土愛に溢れる豊かな人間性を培い、課題を解決に導く高い思考力をもって、新たな価値を創造できる人材を育成します。                       |
| 徳山商工 | 全      | 総合ビジネス<br>情報ビジネス<br>機 械<br>電子情報技術<br>環境システム | 地域・社会や異なる校種の学校等と連携・協働した教育活動や、「ビジネス教育」や「ものづくり教育」に関する実践的・体験的な教育活動などを通して、高度な専門性と豊かな人間性を備え、主体的に地域・社会に貢献し、産業の持続的な発展を担う人材を育成します。                  |
| 南陽工業 | 全      | 機械システム<br>電 気<br>応用化学                       | 工業技術の進展への的確な対応をめざした実践的・体験的な教育活動や、地元企業等と連携・協働したものづくり、資格取得等に関する教育活動などを通して、職業人として必要な資質・能力や自ら気付き考える主体的に行動できる力をもち、地域・社会を支え、産業の持続的な発展を担う人材を育成します。 |
| 防 府  | 全      | 普 通   | 進学指導に重点を置いた高校として、その特色を生かした高度な学びや地域・大学等と連携した多様な教育活動などにより、知・徳・体の調和がとれ、広い視野をもって他者と協働しながら課題を発見・解決し、社会に貢献する次代のリーダーたる人材を育成します。                    |
|      | 全<br>専 | 衛生看護<br>衛生看護専攻                              | 保健・医療・福祉施設と連携・協働した教育活動等、5年一貫の教育環境を生かして、知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたり学びの姿勢をもった、地域・社会の医療・福祉に貢献できる人材を育成します。   |
| 佐波分校 | 全      | 普 通   | 生徒一人ひとりの個性を生かし、地域コンソーシアムと連携・協働した教育活動等を通して、郷土に誇りと愛着をもち、自分の役割を理解し、主体的に地域・社会に貢献するとともに、志をもって豊かな人生を切り拓き、地域のプラットフォームの一翼を担う人材を育成します。               |
| 防府西  | 全      | 総 合   | 生徒一人ひとりの可能性を生かし、選択幅の広い教育やキャリア教育を推進するとともに、地域・社会や地元企業等と連携・協働した課題解決型学習などを通して、他者と協働しながら主体的に課題を解決し、地域・社会に貢献できる、人間性豊かな人材を育成します。                   |
| 防府商工 | 全      | 商 業<br>情報処理機 械                              | 県の産業教育を先導し、地域・社会や行政機関等と連携・協働した問題解決型活動などを通して、高度な専門性と豊かな人間性を備え、自ら学び、自ら考え、他者と協働しながら社会の変化に対応し、産業の持続的な発展を担う人材を育成します。                             |
|      | 定      | 普 通   | 生徒の多様なニーズに応える、生徒一人ひとりの可能性を生かしたキャリア教育や、体験的・協働的な教育活動等を通して、自ら学び、社会の一員として社会に貢献しようとする、自立して社会を生きていくことができる人材を育成します。                                |
| 山 口  | 全      | 普 理 通<br>数                                  | 国内外の大学や地域・社会等と連携・協働した先進的な教育の実践を通して、知・徳・体の調和がとれ、他者と協働しながら、新たな価値を創造して次代を切り拓き、グローバルな社会に貢献できるリーダーたる人材を育成します。                                    |
|      | 定      | 普 通   | 生徒の多様なニーズに応えるため、生徒一人ひとりの可能性を生かしたキャリア教育等を通して、他者と協働しながら、自ら考え判断し、社会に貢献するとともに、自立して社会を生き抜くことができる人材を育成します。  |
|      | 通      | 普 通<br>衛生看護                                 | 生徒個々の状況に対応できる柔軟な教育システムを生かして、進路実現に向けた教育を充実させ、生徒一人ひとりの将来の可能性を広げるとともに、社会的・職業的自立に向けたキャリア教育を通して、たくましく社会を生きしていくことができる人材を育成します。                    |
| 徳佐分校 | 全      | 普 通   | 生徒一人ひとりの個性を生かし、地域・社会と連携・協働した教育活動等を通して、他者と協働しながら、主体的に地域・社会に貢献するとともに、力強く生きていくことができる人材を育成します。  |

| 学校名   | 課程 | 学科                           | スクール・ミッション   |
|-------|----|------------------------------|--|
| 山口中央  | 全  | 普通                           | 歴史と伝統を踏まえ、計画的・効果的なキャリア教育を推進するとともに、大学等と連携・協働した将来の進路選択につながる教育活動を通して、確かな学力と豊かな人間性を培い、主体的に学び、他者と協働しながら課題を解決し、地域・社会に貢献できる人材を育成します。          |
| 山口松風館 | 定  | 普通                           | 生徒個々の学習スタイルに対応できる柔軟な教育システムを生かして、多様なニーズに応える教育を充実させ、生徒の個性の伸長を図るとともに、社会的・職業的自立に向けたキャリア教育を通して、社会に貢献しながら、たくましく生きていくことができる人材を育成します。          |
|       | 通  | 普通                           | 生徒個々の状況に対応できる柔軟な教育システムを生かして、進路実現に向けた教育を充実させ、生徒一人ひとりの将来の可能性を広げるとともに、社会的・職業的自立に向けたキャリア教育を通して、たくましく社会を生きていくことができる人材を育成します。                |
| 西京    | 全  | 普通<br>総合ビジネス<br>情報処理         | 計画的・効果的なキャリア教育を推進するとともに、実践的・体験的な教育活動や、課題解決型学習等を通して、知・徳・体の調和がとれ、創造性豊かでチャレンジ精神旺盛な、地域・社会の活性化やスポーツ・文化の振興等に主体的に貢献できる人材を育成します。               |
| 山口農業  | 全  | 生物生産<br>食品工学<br>生活科学<br>環境科学 | 地元企業等との連携・協働した教育活動や、農業に関する先進的な知識・技術の習得等につながる実践的・体験的な教育活動などを通して、持続可能な社会の創り手として、生き抜く力を身に付け、グローバルな視点に立って地域産業と次世代農業に携わる人間性豊かな人材を育成します。     |
| 西京分校  | 全  | 総合                           | 生徒一人ひとりの可能性を生かし、キャリア教育を推進するとともに、地域・社会と連携・協働した教育活動などを通して、グローバルな視点に立って持続可能な社会の創り手として、郷土を愛し、温かい心と生き抜く力を身に付け、志をもって地域産業に携わる人材を育成します。        |
| 宇部    | 全  | 普通<br>探究                     | 大学や企業等と連携・協働した課題解決型学習や、海外との交流・海外研修等による学びの充実等、先進的な教育の実践を通して、自信と誇りをもって、他者と協働しながら、グローバルな視点で持続可能な社会の実現に貢献でき、地域・日本・世界をリードする人材を育成します。        |
| 宇部中央  | 全  | 普通                           | 確かな学力と豊かな人間性を育む教育を推進するとともに、計画的・効果的なキャリア教育や大学・地元企業等と連携・協働した活動等を通して、自ら考え行動し、地域・社会の活性化に主体的に貢献できる人材を育成します。                                 |
|       | 定  | 普通                           | 生徒の多様なニーズに応えるため、生徒一人ひとりの可能性を生かしたキャリア教育を推進するとともに、地域の課題を的確にとらえ、自ら考え行動できる力を育む教育等を通して、社会の一員として社会に貢献しようとする、自立して社会を生きていくことができる人材を育成します。      |
| 宇部西   | 全  | 総合                           | 校訓「創造・実践」のもと、農業系、生活・福祉系、芸術系など選択幅の広い教育やキャリア教育を推進し、生徒一人ひとりの可能性を広げるとともに、地元の大学や企業等と連携・協働した教育活動などを通して、地域を愛し、地域・社会の持続的な発展に主体的に貢献できる人材を育成します。 |
| 宇部商業  | 全  | 商業<br>総合情報                   | 地域・社会や地元企業等と連携・協働した実践的・体験的な教育活動や、ビジネスに関する課題を自ら考え、解決する学びなどを通して、豊かな人間性や社会性、ビジネスマナーを備え、社会の変化に対応しながら、地域・社会や地域産業を担う人材を育成します。                |
| 宇部工業  | 全  | 機械<br>電子機械<br>電気<br>化学工業     | 工業技術の進展への的確な対応をめざした実践的・体験的な教育活動や、地元企業等と連携・協働した教育活動などを通して、豊かな人間性を育み、高度な専門性や創造力、コミュニケーション力、自ら学ぶ意欲をもち、地域・社会を支え、産業の持続的な発展を担う人材を育成します。      |
|       | 定  | 機械                           | 生徒の多様なニーズに応えるため、生徒一人ひとりの可能性を生かしたキャリア教育や、地域・社会や地元企業と連携・協働した工業に関する教育活動等を通して、自ら学び、社会の一員として地域産業に貢献しようとする、自立して社会を生きていくことができる人材を育成します。       |
| 小野田   | 全  | 普通                           | 計画的・効果的なキャリア教育を推進するとともに、地域の関係機関等と連携・協働した教育活動を通して、確かな学力と豊かな人間性を培い、知的好奇心や探究心をもって未来を切り拓き、他者と協働しながら主体的に地域・社会に貢献できる人材を育成します。                |
|       | 定  | 普通                           | 生徒一人ひとりの可能性を生かしたキャリア教育、社会的・職業的自立に向けた教育等を通して、必要な知識・技能を身に付け、社会に貢献し、自立して社会を生きていくことができる人材を育成します。   |
| 厚狭    | 全  | 普通<br>総合家庭                   | 確かな学力と豊かな人間性を育む教育や計画的・効果的なキャリア教育を推進するとともに、他校・他学科や地域・社会と連携・協働した生活の質の向上に向けた課題解決型学習等を通して、未来を切り拓き、地域・社会の発展を担う、人間性豊かな人材を育成します。              |
|       | 定  | 商業                           | 生徒一人ひとりの可能性を生かしたキャリア教育や、持続可能な社会の実現に向けた地域・社会と連携・協働した教育活動等を通して、社会に貢献し、自立して社会を生きていくことができる心豊かな人材を育成します。                                    |
| 小野田工業 | 全  | 機械<br>電子情報<br>化学工業           | 工業技術の進展への的確な対応をめざした実践的・体験的な教育活動や、地元企業等と連携・協働したものづくり、資格取得等に関する教育活動などを通して、高度な専門性や主体的に判断して行動できる力をもち、地域・社会を支え、産業の持続的な発展を担う人材を育成します。        |
|       | 定  | 機械                           | 生徒の多様なニーズに応え、一人ひとりの可能性をのばすキャリア教育や、地域・社会や地元企業と連携・協働した工業に関する教育活動等を通して、主体的に学び、地域・社会の要請に応え、地域産業に貢献しようとする、自立して社会を生きていくことができる人材を育成します。       |

| 学校名    | 課程   | 学科                             | スクール・ミッション  |
|--------|------|--------------------------------|---|
| 美祢青嶺   | 全    | 普通機械電気                         | 美祢市唯一の公立高校として、市内全域をフィールドにした探究活動や、地域・社会や地元企業と連携・協働した課題解決型学習等を通して、確かな学力や高度な専門性を身に付け、志と知的探究心をもち、地域・社会や地域産業の発展を担う、人間性豊かな人材を育成します。                     |
| 田 部    | 全    | 普通総合生活                         | 他校・他学科や地域・社会と連携・協働し、地域・社会の活性化や生活の質の向上に向けた課題解決型学習等を通して、確かな学力を身に付け、主体的に自己実現に向けて努力するとともに、新たな価値を創造し、地域・社会の発展を担う、人間性豊かな人材を育成します。                       |
| 豊 浦    | 全    | 普通                             | 計画的・効果的なキャリア教育を推進するとともに、実践的・体験的な教育活動や、地域・社会と連携・協働した教育活動等を通して、知・徳・体の調和がとれ、チャレンジ精神を備えた、地域・社会の活性化に主体的に貢献できる人材を育成します。                                 |
| 長 府    | 全    | 総 合                            | 生徒一人ひとりの個性と可能性を伸長させるため、多様な進路選択に対応した教育やキャリア教育を推進するとともに、地域・社会との連携・協働による教育活動を通して、課題を発見し、解決する力や人とのつながりを大切にする心を育み、地域・社会に貢献できる人材を育成します。                 |
| 下関西    | 全    | 普通探査研究                         | 校は「天下第一関」のもと、生徒の自主性を大切にしながら、教科等横断的な学び（STEAM教育）や地域・社会等と連携・協働した課題解決型学習、海外との交流による学びの充実等、先進的な教育の実践を通して、知・徳・体の調和がとれ、グローバルな視点に立って社会に貢献できる人材を育成します。      |
| 下関南    | 全    | 普通                             | 確かな学力と豊かな人間性の涵養をめざすとともに、地域や大学等と連携・協働したキャリア教育を推進し、自らの夢の実現に向けて主体的に取り組み、志をもって他者と協働しながら地域・社会の課題解決に貢献できる人材を育成します。                                      |
| 下関北    | 全    | 普通                             | 「One for All ; All for One」のスクールスローガンを掲げ、小・中学校や地域・社会と連携・協働する教育活動等を通して、確かな学力を身に付け、主体的に新たな価値を創造し、地域・社会の発展を担う、人間性豊かな人材を育成します。                        |
| 下関双葉   | 定    | 総 合                            | 生徒の多様なニーズに対応した柔軟で選択幅の広い教育や、計画的・効果的なキャリア教育等を通して、確かな学力や、お互いを認め合い協働して物事に取り組む態度、社会に貢献しようとする意欲を育み、自立して社会を生きていくことができる人材を育成します。                          |
| 下関工科   | 全    | 機械工学<br>電気工学<br>建設工学<br>応用化学工学 | 地元企業等と連携・協働しながら、ものづくりへの情熱と誇りをもって専門知識と技術を習得し、勤労や職業に対する意識を育む教育活動を通して、目標に向かって積極的に挑戦する意欲をもち、地域や産業を支え、社会で活躍する人材を育成します。                                 |
| 大津緑洋   | 大津校舎 | 全 普 通                          | 確かな学力を育む教育やキャリア教育を推進するとともに、3校舎制のメリットを生かした多様な教育活動、大学、地元企業等と連携・協働した教育活動などを通して、他者と協働しながら主体的に創造・挑戦し、グローバルな視点に立って活躍できる人間性豊かな人材を育成します。                  |
|        | 日置校舎 | 全 生物生産生活科学                     | 県北部地域の農業教育を推進する高校として、3校舎制のメリットを生かした多様な教育活動、地域・社会や地元企業等と連携・協働した実践的・体験的な教育活動などを通して、他者と協働しながら主体的に創造・挑戦し、地域・社会に貢献できる人間性豊かな人材を育成します。                   |
|        | 水産校舎 | 全 海洋技術<br>海洋科学<br>航機<br>海関 専   | 県内唯一の水産教育を推進する高校として、3校舎制のメリットを生かした多様な教育活動や、地域・社会や地元企業等と連携・協働した実践的・体験的な教育活動、水産・海洋に関する高度な専門教育などを通じて、他者と協働しながら主体的に創造・挑戦し、地域・社会に貢献できる人間性豊かな人材を育成します。  |
| 萩      | 全    | 普通探究                           | 世界遺産の中にある高校として、地域の歴史・文化・自然等の教育資源を生かした探究活動や、小・中学校及び企業・大学等と連携・協働した教育活動等、先進的な教育の実践を通して、高い志をもち、他者と協働しながら新たな価値を創造し、地域や社会に貢献するリーダーたる人材を育成します。           |
|        | 奈古分校 | 全 総 合                          | 自然豊かな阿武町の中にある高校として、多様な科目が選択できる特長を生かし、地域と連携・協働したキャリア教育や、農業生産・介護実習など農業・生活に関する教育活動等を通して、一人ひとりの個性や可能性を伸ばし、高い志をもち、他者と協働しながら豊かな人生を切り拓き、地域に貢献する人材を育成します。 |
| 萩商工    | 全    | 総合ビジネス情報デザイン<br>機械・土木<br>電気・建築 | 商業と工業の高度な専門性を追求し、地域の諸課題を未来志向で発展的に解決する学びや、他校や異なる校種の学校、地元企業等と連携・協働した実践的・体験的な教育活動などを通して、豊かな人間性やチャレンジ精神を培い、産業の持続的な発展を創造し、様々な社会的変化を乗り越えて未来を拓く人材を育成します。 |
| 下関中等教育 | 朝 翁  | 一 一                            | 6年間の連続した中高一貫教育を推進することによる、幅広い年齢集団での協働的な学びや海外との継続的な交流を通じた学びを生かして、豊かな人間性と主体性を育み、グローバルな視点に立って国際社会で活躍できる人材を育成します。                                      |
| 全 普 通  |      |                                |   |

### 【下関市立高等学校 スクール・ミッション】

| 学校名  | 課程 | 学科         | スクール・ミッション   |
|------|----|------------|--|
| 下関商業 | 全  | 商業<br>情報処理 | 県内唯一の市立商業高校として、下関市を中心とした地域・社会や地元企業・大学等と連携・協働した実践的・体験的な教育活動や、様々な資格取得に向けた専門的な学びを通して、郷土に誇りと愛着をもち、社会に貢献し、経済社会の持続的な発展を支えるビジネスのゼネラリスト、スペシャリストを育成します。 |